

論 文

特別支援教育における養護教諭の位置づけに関する現状と諸課題

関 根 夢*・大 庭 重 治**

本研究は、特別支援教育の中で養護教諭をどのように位置づけていくべきかを検討することを目的として、「養護教諭」に視点をあてた研究についてその知見を整理した。整理の方法としては、特別支援教育における養護教諭に視点をあてた研究の中から「支援体制における養護教諭の役割」と「養護教諭が行った実践的な指導場面」に関する研究を取りあげその到達点を明らかにした。また、養護教諭の位置づけを検討するためには、養護教諭の中心的な役割である学校保健とのかかわりからの検討が必要であると考えられることから、特に重要なテーマとされている「性教育」「医療的ケア」について課題を示した。現在、特別な支援を必要とする児童生徒を対象とした保健指導などの実践報告は非常に少ない。今後は、養護教諭の立場からも、そうした児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法や学習内容を検討していく必要がある。

キー・ワード：特別支援教育・養護教諭・学校保健

I. はじめに

養護教諭は、各学校の規模に応じて1～2名配置されている。諸外国では、これに代わるものとして「スクールナース」があげられるが、日本における「養護教諭」とは位置づけが異なる。養護教諭は、医療職員ではなく、「教育職員」としての位置づけをもつ。このことは、日本の養護教諭のユニークなところであり、学校の中で行われる養護教諭による児童生徒へのかかわりが「教育的なかかわり」であることを意味している。

広田(2006)は、「養護教諭が何をしているか」といった機能面からではなく、「子どもたちが得ているものは何か」という観点から、養護教諭の職務について検討している。ここでは、養護教諭と教諭、保健室と教室の関係を比較することを通して、学校内での保健室と養護教諭のポジションを明らかにし、そこから養護教諭の職務を検討している。その結果、「子どもたちが保健室・養護教諭のところで得ているもの」として(1)教室と保健室の構成員にかかわる関係(2)子どもたちの立場にかかわる関係(3)子どもたちの「学び」にかかわる関係といった3つの関係性をみだし、養護教諭は子どもたちを教室にいるときの自己概念や児童生徒としての役割から解放し、子どもたちの「わたしのニーズ」に回答しやすいポジションに置かれていると述べている。また、服部(1995)は、子どもの側から見た保健室や養護教諭のイメージを拾ったところ、いずれも形のはっきりとした「学校」「教師」「病気の手当ての場」といった縛られたイメージではなく、むしろ曖昧で輪郭が不鮮明であり、そこに子どもたちは自由で多様な豊かさを見出していると述べている。このような研究からは、養護教諭が学校内において固定化したイメージに縛られることなく、求められるニーズに応じて様々に変化し得る、他の教諭と異なった存在であることがわかる。

「養護教諭」という存在は、日本の学校教育の中で独自に発展し、社会の要望や現場の実態に応じて自身の職務領域を確立してきた歴史的背景がある。そうしたユニークな存在としての養護教諭を特別支援教育の中でどのように位置づけていくべきか、見直す時期に来ている。

II. 問題の所在と目的・方法

2007年から公立小中学校を中心に「特別支援教育」が開始され、従来の場による教育から個々の児童生徒のニーズに応じた教育へと転換が求められた。この支援体制の中核を担うのが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターである。2007年以降、すべての小・中学校において支援体制の整備が求められ、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置が義務付けられた。

全国養護教諭連絡協議会(2013)による平成24年度養護教諭の職務に関する調査報告書では、特別支援教育に関して、「全体で81.7%の養護教諭が特別な支援が必要な幼児児童生徒にかかわっており、平成20年度と比べ6.6%増加した」ことが明らかになっている。また、かかわり方としては、「支援チームの一員として・問題行動(パニック等)を起こした時の対応・担任や教職員からの相談への対応の割合が高い」ことも示されている。このような結果は、特別支援教育という中で、「養護教諭」が必要な人材として認識され、様々な役割を果たしていることを示している。

では、特別支援教育において、養護教諭はどのように位置づけられているのだろうか。

本研究では、特別支援教育における養護教諭に視点をあてた研究の中から「特別支援教育における校内支援体制での養護教諭の役割(以下支援体制における養護教諭の役割とする)」と「養護教諭が行った実践的な指導場面(以下指導場面とする)」に関する研究を取りあげその到達点を明らかにするとともに、学校保健とのかかわりにおける課題を明らかにする。こ

* 九州看護福祉大学看護福祉学部

** 上越教育大学大学院学校教育研究科

れによって、特別支援教育の中で養護教諭をどのように位置づけていくべきかを検討することを目的とする。

研究方法は、まず、特別支援教育に関して、「養護教諭」に視点をあてた研究動向を把握するために、学術論文の中から、「養護教諭」及び「特別支援教育」をキーワードとして含む論文を検索、収集した。さらに、それらの論文に引用されていた文献リストの中から、内容的に関連が深く、貴重な示唆が得られると思われる論文については、「職務」、「保健室」、「医療的ケア」、「性教育」をキーワードとするものについても採用した。本稿における論文検索は、学術論文情報を検索の対象とする論文データベースにより行った。

「養護教諭」及び「特別支援教育」をキーワードとする論文は、101件あり、2004年から2014年に出された論文であった。内容としては、主に、支援体制における「養護教諭の役割」や「養護教諭の意識」を探ったもの、支援体制の現状や課題について、養護教諭を対象とした調査により探ったものなどである（下山、2007；小林・竹下、2009；大谷・吉利、2011；中島・水内・水内、2012；林・石橋・小林・小林・林、2013；中島・水内、2013）。その他には、実践的な指導場面における研究があげられ、扱われた内容としては、「歯科指導」、「健康診断」である（猪瀬・佐久間、2007；大家、2010）。

Ⅲ. 支援体制における養護教諭の役割に関する研究

小林ら（2009）は、水戸市内の200校の養護教諭を対象に質問紙調査を行い、養護教諭の特別支援教育へのかかわりについて報告している。養護教諭のかかわりとしては、(1) 養護教諭のカウンセリング能力を生かして、悩みや困っている点をじっくり聞くこと、(2) 医療機関や発達障害そのものに関する情報提供をおこなうこと、(3) 他の職員や保護者との連絡調整をおこなうことの3つがあることが示された。下山（2007）の調査においても、特別支援教育体制における養護教諭の役割について報告がなされ、その役割として、(1) 児童生徒のサインに気づくこと、(2) 児童生徒を支援すること、(3) 支援をコーディネートすることの3点があげられた。また、「健康の視点から児童生徒と接する養護教諭が普段との違いに気づくケースも少なくない」ことや、「支援の対象とする児童生徒は、健康上の課題を抱えていることが多く、養護教諭が職務上築いている医療や福祉機関とのネットワークが支援に有効であることも少なくない」といったことも述べられている。下山（2007）で述べられた、「児童生徒のサインに気づく」ことに関しては、これまで、養護教諭の役割の1つとして期待されたことであり、よく指摘されてきた視点であった。しかし、大谷ら（2011）の調査では、発達障害のある子どもの在籍に関して、養護教諭自身の「気づき」はかなり少ないことが示されている。この調査では、児童生徒の学校生活のなかで直接的にかかわる時間が長い担任の「気づき」が多く、加えて「保護者」および「校内委員会・職員会議」が重要な役割を果たしていることが明らかにされている。すなわち、障害に対する「気づき」の中心は、「保護者や家族」「担任」であることが示された。

林ら（2013）は、全国の養護教諭を対象として、「養護教諭」「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「特別支援教育コーディネーター」の役割について明らかにし

た。これは、養護教諭が自身や関連職種（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーター）の役割について回答したものである。この調査において、養護教諭、スクールカウンセラーともに割合が高い項目は、「児童生徒へのカウンセリング」であり、養護教諭、特別支援教育コーディネーターともに割合が高い項目は、「配慮を要する児童・生徒への学校生活上の配慮の実施」「保護者に対する相談窓口」「職員会議への出席と参考意見・情報の提供」であることが示された。これまで、「情報提供」については、養護教諭の役割としてあげられることが多かったが、この調査では、「保護者や教職員への啓発活動、情報提供」と「職員会議での参考意見、情報提供」とに分けられ、後者については、養護教諭の役割であることが示された。その他、「外部の関係機関等との連絡調整」については、特別支援教育コーディネーターの役割として示されている。逆に、養護教諭独自の役割として指摘されたものは、「児童生徒に対する助言・援助」であった。この調査では、特別支援教育関連職種の役割について示されたが、さらに、学校種（小・中・高等学校・特別支援学校）による役割を探るための研究が求められる。

その他、中島ら（2013）は、通常学校における発達障害のある児童生徒に対する養護教諭の役割として、(1) 保健管理、(2) 相談活動、(3) 理解・啓発の3つの視点から言及している。(1) 保健管理については、「きょうだい児のサポート」「健康診断における工夫」があげられている。(2) 相談活動については、発達障害のある児童生徒や保護者との信頼関係や雰囲気づくりなどソフト面の充実と保健室の環境を整えるといったハード面の充実の必要性が述べられている。(3) 理解・啓発については、特別支援教育コーディネーターを始めとした教員との連携や養護教諭の職務の特性を十分に活用した情報収集、保護者に対しても保健室の機能を活かすことが必要であることが述べられた。

別の視点として中島ら（2012）は、発達障害児をもつ保護者の養護教諭へのニーズについて、インタビューによる調査を行っている。この調査では、保護者の多くが自身の悩みや不安を保健室に相談しに行くという考えは考えていないという結果が示された。つまり、保健室や養護教諭という存在は、保護者が悩みを相談する場ではないと捉えられており、相談相手となるのは、担任や他教諭で、養護教諭に相談するということは健康上の配慮を要する場合を除くと考えにくいのである。しかし、同調査では、保健室に相談に行ってもよいのであれば相談したいという思いを保護者が持っていることも示された。その他にも、子どものメンタルヘルスへの対応や保健室という場所を利用して、パニックになった際の避難場所としての機能が求められていることがあげられた。このような機能を保健室や養護教諭が担う必要があるのか、学校に1～2名の配置である養護教諭が担えることなのか、様々な期待がある中、役割を精査する必要がある。

特別支援教育において、養護教諭が様々な役割を担い、期待が示される一方で、実践的な課題に直面しているのではないかと、として、大谷ら（2011）は、特別支援教育における養護教諭の活動実態を調査し、今後の課題について示している。この調査では、養護教諭が校内委員会において担っている中心的な

役割として、「学校保健に関する情報・助言提供」であることを明らかにし、担うことが可能な役割としては、「保健室での様子などの情報提供」「養護教諭特有の発達・保健などの専門的な分野からの意見提供」であるとした。これらは、養護教諭の従来の業務が中心となっているものであり、養護教諭は、学校保健に関する本来の役割を着実に果たしており、今後も従来の業務を遂行することが不可欠であるとしている。同調査では、養護教諭が発達障害のある児童生徒とかかわるうえで多くの不安を抱えているとして、養護教諭の抱える不安を明らかにした。その不安として、小学校では、過半数の養護教諭が、自身の対応・知識を中心とする「実践的対応」に不安を感じており、中学校ではコミュニケーションの取り方といった「対象児との関係づくり」が大きな不安となっていることが示された。こうした結果から、大谷ら（2011）は、養護教諭が従来の学校保健に関する知識・技能に加えて、個々の児童生徒の学習や具体的なかかわり方に至るまでの対応スキルを求められている実態があることを示した。加えて、養護教諭の特別支援教育コーディネーターの兼務に関して、特別支援教育コーディネーターとして養護教諭が幅広い役割を担うことは困難な側面があると指摘している。つまり、養護教諭がコーディネーターとして幅広い役割を担うよりも、校内委員会のメンバーとして、学校保健に関する専門性を活かす仕組みの構築が現実的な課題であることが示された。

IV. 指導場面に関する研究

これまでの支援体制という枠組みの中での研究に対し、養護教諭の指導場面や実際の指導場面に養護教諭がかかわっている事例的な研究もいくつかある。

猪瀬ら（2007）は、養護教諭と連携して、知的障害児を対象とした歯みがき指導を行っている。その際、養護教諭は技術的な歯みがき指導を行い、担任と養護教諭とで、具体的な指導方法の検討をしている。また、保護者は家庭指導を行うこととし、担任は保護者と養護教諭との連絡調整役としての役割を果たした。この研究で担任は、養護教諭との連携について、「本児の実態を的確に把握し対応策を考え、本児にあった短期目標の設定を行う上で有効であった」「養護教諭の専門性を生かしたチームアプローチにもつながった」と評価している。

大家（2010）は、養護教諭による健康診断用「手順書」の作成と、特別支援学校での活用について検討している。この研究は、特別支援学校における健康診断の受診困難者が多くいる実態があることから、進められた研究である。ここで作成された「健康診断手順書（以下、手順書とする）」は、身体測定、視力検査、聴力検査、耳鼻科検診、歯科検診、心臓検診、内科検診、眼科検診、レントゲン撮影の検診について、「何を」「どんな順序で」「どういうふうに行うのか」「終わりはいつか」を写真や簡潔な文字で示したものであり、児童生徒が見通しをもって受診する手だてとして作成され、使われたものである。活用方法としては、健康診断の前日の帰りの会（必要な場合には前々日から貸出）において、手順書を使って担任が予告を行っていた。また、当日の待ち時間においても、手順書を見せ、検診では、養護教諭が手順書を指さしながら進められた。手順書の活用により、耳鼻科検診（耳）、歯科検診（歯）、心臓検診

（心）、内科検診（内）、身体測定（身）、聴力測定（聴）については、健康診断会場に入れない及び健康診断会場で静止できないといった受診困難者が減少（耳： $p<0.01$ 、歯・心・内・身・聴： $p<0.05$ ）したとされている。直接機器・器具が触れない眼科検診や聴力測定では、ベースライン期の段階で受診困難者が少なく、手順書の活用により受診困難者は減少したものの、有意な差は認められなかった。加えて、レントゲン撮影についても対象者が少なく、有意な差は認められていない。こうした、手順書を健康診断において活用することにより、「手順を確認でき、見通しがつくことで安心して健康診断を受けることができる」ことや、「手順書のような視覚的構造化の他にも、健康診断会場の整備や児童生徒の個別のスケジュールとの連動など、担任教諭や学校医と連携できる」ことが示された。

V. 学校保健とのかかわりにおける課題

学校保健とのかかわりにおける今後の検討課題についてみると、以下のような内容を指摘することができる。

歯周疾患要観察者に関して岩崎・三木（2011）は、特別支援学校や特別支援学級において養護教諭が個別指導を実施するための指導方法が明確にされていないことを指摘している。

性教育に関しては、水内・中島（2012）が発達障害児の性教育について報告している。それによると、発達障害児等への性教育についての指導内容は、心身の発育・発達だけでなく、男女の対人コミュニケーションに関する理解やスキルを発達段階に応じて身につけられるように配慮する必要があるとしている。加えて、そうした子どもたちの実態に応じた学習内容と学習方法について、教材開発や教材研究の必要性が示されている。その他、保護者のニーズを分析するという観点での研究もある。大久保・井上・渡辺（2008）は、自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査をしており、その中で、大部分の保護者が子どもの性教育の必要性を認識しており、8割を超える保護者が性教育に関する自らの学習の場を必要としていることが報告されている。その上で、大久保ら（2008）は、学校や専門機関などが保護者との連携を視野に入れ、一貫した性教育を実施するために、保護者のニーズにどのように応えていくかが課題であるとしている。性教育は、一部を養護教諭と学級担任とで行ったり養護教諭が教材や資料等を学級担任へ提供したりと養護教諭もかかわりをもつ。発達障害児等への性教育について、教材開発や教材研究、保護者のニーズにどのように応えていくかなど、養護教諭の視点も含めた研究が求められる。

医療的ケアに関して池田・郷間・永井・武藤・牛尾（2009）は、肢体不自由養護学校の看護師と養護教諭の職務や役割について、調査をしている。その中で、看護師の職務としては、医療的ケアの実施や実施記録の整理、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康把握と管理であったとされ、養護教諭が看護師に対して期待している内容としては、校外学習・宿泊学習への付き添い看護、医療機器や医療品等の補充や管理、地域における医療的ケア検討会議への参画であることが報告されている。加えて、それぞれの職務として、医療的ケアに関する包括的な役割を看護師が主に行い、養護教諭が学校保健全体のコーディネーターを担っていくことが、それぞれの専門性を発揮できる職務であることが述べられた。医療的ケアを要する児童生徒へ

のかかわりにおいては、保健管理と当該児童生徒への保健教育との二つの側面において養護教諭がかかわりをもつ。他にも、学級担任と同様に、ケア提供者としてのかかわりをもつことも考えられる。山田・津島（2013）は、今後、特別支援学校以外の学校でも医療的ケアが行われることを考慮し、他の教員等と同じように、養護教諭の養成段階で医療的ケアの知識や技術の習得について検討すべきとしている。

VI. まとめ

2007年以降、すべての小・中学校において支援体制の整備が求められ、特別支援教育という枠組みの中で、養護教諭が各学校のニーズに応じて、活躍してきた。その養護教諭をどのように位置づけていくかという点で、養護教諭に視点をあてた研究も増えてきた。現状では、それぞれの養護教諭が行っている実態が明らかになってきたという段階であり、養護教諭は、主に、支援体制のチームの一員として位置づけられ、それぞれの学校や児童生徒のニーズに応じて柔軟に役割を果たしていることが分かる。

今後は、大谷ら（2011）が指摘しているように、養護教諭の中心的な役割である学校保健との関連から、その専門性を支援体制でどう活かしていくかという観点での検討や位置づけの必要がある。

学校保健は、保健管理と保健教育とに分けられ、「健康診断」や「救急処置」などは、保健管理の中の対人管理に位置づけられる。また、保健教育は、「保健学習」と「保健指導」とに分けられ、「保健学習」は、学習指導要領に基づく教科としての体育や保健体育の中で指導される分野を指し、「保健指導」は、保健学習以外の学校教育全体の中で行われる保健に関する知識・習慣・態度を育成するために行われる指導を指している。保健指導は、個別指導と集団指導とに分けられ、その特徴について、三木（2008）は、「学習指導要領において定められた指導内容ではなく、あくまでもその学校の子どもの健康実態に即して学校独自に計画されるものである」としている。

特別支援学校や特別支援学級では、教科での保健の学習の他にも、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「自立活動」などの学習があり、それらの学習の一部には、養護教諭の中心的な役割である学校保健とかかわりの深いものがある。こうした学習と養護教諭のかかわりを関連させた実践的な研究の蓄積も必要ではないかと考える。

また、養護教諭が従来の学校保健に関する知識・技能に加えて、個々の児童生徒の学習や具体的なかかわり方に至るまでの対応スキルを求められている実態があることが指摘されている（大谷ら、2011）。関連するものとして、富田（2011）は、特別支援学校での養護教諭の役割について示しており、その中で、養護教諭の養成段階において、特別支援学校勤務が想定されていないことを指摘している。養護教諭は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とすべての校種で共通の免許状であり、いずれも、勤務する可能性がある。養護教諭の研修や養成段階においては、発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に関する知識的側面のみではなく、具体的な対応場面を想定した研修・学習内容も検討していく必要がある。養護教諭自身の研究においても、具体的な指導場面における実践的な研

究の蓄積が今後必要である。日常的に行われる、養護教諭の保健室での個別的なかかわりを対象とした研究の蓄積は、具体的な指導場面を想定する上で重要なものとなる。現在、特別な支援を必要とする児童生徒を対象とした保健指導などの実践報告は非常に少ない。今後は、養護教諭の立場からも、そうした児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法や学習内容を検討していく必要がある。

最後に、教育職員免許法改訂（平成10年7月1日）にともない、養護教諭が保健科の授業を担当することができるようになった。全国養護教諭連絡協議会（2013）による平成24年度養護教諭の執務に関する調査結果のうち教科保健の授業の実施について、兼職発令を受けている養護教諭は5.5%、兼職発令の有無にかかわらず教科保健を担当している養護教諭は25.3%とされ、養護教諭の授業実践の難しさが窺える。また、養護教諭が授業に関わる効果として「専門的知識や技能などを盛り込んだ指導ができること」を多くの養護教諭があげていることが示される一方で、授業を担当しない理由として、「養護教諭の執務に専念するため」であるとか、「保健室を空けることができない」「力量的に不安がある」ということも多くあげられている。また、養護教諭不在時の校内体制の確立と養護教諭自身の力量を高める研修の必要性についても言及されている。これは、山田・橋本・井本・榊原・松下（2014）においても、保健指導をするデメリットとして、「保健室が不在になること」や「保健室での子どもへの対応が十分できなくなる」ことが述べられている。

養護教諭の求められる職務は多岐にわたっている。養護教諭が特別支援教育にかかわりながらその専門性を発揮するためには、養護教諭の複数配置が望まれる。現在、養護教諭の複数配置については、小学校851人以上、中学校・高等学校801人以上、特別支援学校61人以上といった基準が設けられており、その基準の引き下げが求められる。全国養護教諭連絡協議会（2013）においても、「養護教諭の配置基準を見直し、複数配置が拡大することを望む」ことが示されている。養護教諭が専門性をもってそうした求められる職務に対応できるような働く環境の整備と養護教諭の養成や研修についての検討が求められる。

VII. 引用参考文献

- 林幸範・石橋祐子・小林幹子・小林俊一・林廣徳（2013）特別支援教育に関する研究（2）—養護教諭が認識する特別支援教育の役割—。こども教育宝仙大学紀要，4，11-24。
- 服部祥子（1995）生徒のこころを支える：養護教諭をどう育てるか。こころの化学，64，30-35。
- 広田理恵（2006）子どもたちが保健室または養護教諭のところまで得ているもの：養護教諭の意見をもとに構造主義的方法を用いて。日本養護教諭教育学会誌，9(1)，42-51。
- 池田友美・郷間英世・永井利三郎・武藤葉子・牛尾禮子（2009）肢体不自由養護学校における看護師と養護教諭の役割に関する調査。小児保健研究，68(1)，74-80。
- 猪瀬晶・佐久間宏（2007）養護教諭と連携した知的障害児に対する歯みがき指導に関する研究—個別の指導計画の作成・実施・評価を通して—。宇都宮大学教育学部教育実践総合セン

- ター紀要, 30, 175-181.
- 岩崎和子・三木とみ子 (2011) 知的障害特別支援学校における歯周病疾患要観察者に対する養護教諭の個別指導の実態と課題. 養護教諭教育学会誌, 14(1), 55-62.
- 小林磨由子・竹下誠一郎 (2009) 養護教諭の特別支援教育へのかかわりについて—養護教諭が行う支援の現状と課題—. 茨城大学教育学部紀要 (教育科学), 58, 237-245.
- 水内豊和・中島育美 (2012) 発達障害児等の性教育に関する養護教諭の意識. 小児保健研究, 71(5), 763-772.
- 中島育美・水内明子・水内豊和 (2012) 発達障害児を持つ保護者の小学校の養護教諭に対するニーズ. 特別支援教育コーディネーター研究, 8, 65-70.
- 中島育美・水内豊和 (2013) 小・中・高等学校における発達障害のある児童生徒に対する養護教諭の意識. 小児保健研究, 72(3), 435-445.
- 大久保堅一・井上雅彦・渡辺郁博 (2008) 自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査研究. 特殊教育学研究, 46(1), 29-38.
- 大谷育美・吉利宗久 (2011) 小・中学校の特別支援教育における養護教諭の活動実態と役割. 発達障害研究, 33(3), 322-333.
- 大家さとみ (2010) 特別支援学校における「健康診断手順書」活用に関する一考察. 日本養護教諭教育学会誌, 13(1), 159-167.
- 文部科学省 (2011) 特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について (通知).
- 三木とみ子 (2008) 健康の諸問題と保健室経営. 保健室経営マニュアルその基本と実際, 106-116, ぎょうせい.
- 清水史恵 (2011) 通常学校で医療的ケアを要する子どもをケアする看護師と養護教諭との協働—養護教諭からみた実態と認識—. 千里金蘭大学紀要, 8, 104-114.
- 下山直人 (2007) 特別支援教育における養護教諭の役割. 心とからだの健康, 11(10), 14-17.
- 立松生陽・市江和子 (2013) 特別支援学校における教諭・養護教諭・看護師の医療的ケアに関する課題の検討. せいれい看護学会誌, 4(1), 6-11.
- 任海園子 (1998) 障害児の性教育の到達点と課題. 障害者問題研究, 25(4), 297-304.
- 富田都子 (2011) 特別支援学校における養護教諭の役割. 小児看護, 34(2), 194-198.
- 山田晃生・水内豊和 (2010) 特別支援学校における性教育に対する意識と実態—国立大学法人の附属特別支援学校の教諭ならびに養護教諭を対象とした質問紙調査から—. 富山大学人間発達科学部紀要, 5(1), 49-64.
- 山田景子・津島ひろ江 (2013) 特別支援学校における医療的ケアと実施に関する歴史の変遷. 川崎医療福祉学会誌, 23(1), 11-25.
- 山田浩平・橋本みや子・井本陽子・榊原万由美・松下弘美 (2014) 養護教諭が行う保健指導の実情. 愛知教育大学研究報告, 教育科学編 63, 103-109.
- 全国養護教諭連絡協議会 (2013) 平成24年度養護教諭の職務に関する調査報告書・平成25年度基本調査報告書.